

議案第 44 号

総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 3 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

総合保健福祉センターの開館時間を見直すことにより、より効率的な施設の管理運営を行い維持管理経費の削減を図るため、この条例案を提出するものです。

総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

総合保健福祉センター条例（平成11年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表（第7条関係） センター使用料 (単位：円)			別表（第7条関係） センター使用料 (単位：円)			
使用時間 使用区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	使用時間 使用区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
研修室（全室）	5,400	7,200	研修室（全室）	5,400	7,200	<u>7,200</u>
研修室A	2,700	3,600	研修室A	2,700	3,600	<u>3,600</u>
研修室B	1,600	2,100	研修室B	1,600	2,100	<u>2,100</u>
研修室C	1,100	1,500	研修室C	1,100	1,500	<u>1,500</u>
ふれあいサロン	2,600	3,500	ふれあいサロン	2,600	3,500	<u>3,500</u>
備考 使用時間を超過したときは、その超過した時間1時間につき、 本表の当該使用区分の使用料の3割の額を徴収する。			備考 使用時間を超過したときは、その超過した時間1時間につき、 本表の当該使用区分の使用料の3割の額を徴収する。			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。